

知事記者会見

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年2月10日

県内の感染状況等について

※病床使用率は医療圏毎に以下の数値に基づき算出

上段 …緊急時病床数：561床（長崎：199床、佐世保：134床）

（下段）…最大確保病床数：440床（長崎：152床、佐世保：98床）

2/9公表時点

県全体		1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
病床使用率	病床全体 （※）	26.9% (34.3%)	27.5% (35.0%)	28.0% (35.7%)	30.5% (38.9%)	33.2% (42.3%)	35.5% (45.2%)	34.8% (44.3%)	33.0% (42.0%)	35.1% (44.8%)	36.2% (46.1%)	36.4% (46.4%)	36.9% (47.0%)	39.4% (50.2%)	40.3% (51.4%)	40.6% (51.8%)	42.4% (54.1%)	41.2% (52.5%)	41.5% (53.0%)
	重症者 用病床	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%	5.0%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新規感染者数 （10万人/週）		432人 (209.9人)	360人 (224.3人)	613人 (248.9人)	608人 (264.0人)	651人 (277.5人)	575人 (284.4人)	668人 (297.7人)	468人 (300.5人)	407人 (304.0人)	584人 (301.8人)	703人 (309.1人)	565人 (302.5人)	566人 (301.8人)	602人 (296.8人)	422人 (293.3人)	297人 (284.9人)	465人 (275.8人)	485人 (259.2人)
療養者数（10万人/日） （入院+宿泊+自宅）		250.3人	268.6人	301.5人	329.6人	362.8人	388.2人	403.6人	425.6人	406.8人	434.9人	471.2人	495.8人	507.7人	524.0人	544.6人	507.7人	468.1人	437.5人

長崎市		1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
病床使用率（※）		29.6% (38.8%)	30.7% (40.1%)	26.6% (34.9%)	30.2% (39.5%)	33.7% (44.1%)	41.7% (54.6%)	39.2% (51.3%)	35.2% (46.1%)	35.7% (46.7%)	36.2% (47.4%)	35.7% (46.7%)	38.2% (50.0%)	42.2% (55.3%)	44.7% (58.6%)	44.7% (58.6%)	47.2% (61.8%)	48.7% (63.8%)	48.2% (63.2%)
新規感染者数 （10万人/週）		183人 (245.2人)	167人 (264.2人)	209人 (300.6人)	242人 (321.9人)	181人 (323.1人)	251人 (339.3人)	191人 (348.1人)	129人 (334.9人)	196人 (342.0人)	162人 (330.5人)	262人 (335.4人)	175人 (333.9人)	171人 (314.3人)	212人 (319.5人)	149人 (324.4人)	121人 (306.0人)	119人 (295.5人)	154人 (269.1人)
療養者数（10万人/日） （入院+宿泊+自宅）		269.6人	293.8人	341.2人	371.3人	408.4人	465.4人	455.6人	483.2人	472.0人	477.6人	535.5人	552.2人	590.8人	615.7人	650.4人	675.4人	594.7人	541.7人

佐世保市		1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
病床使用率（※）		36.6% (50.0%)	38.8% (53.1%)	39.6% (54.1%)	41.0% (56.1%)	45.5% (62.2%)	47.0% (64.3%)	48.5% (66.3%)	50.0% (68.4%)	50.7% (69.4%)	56.0% (76.5%)	59.0% (80.6%)	54.5% (74.5%)	57.5% (78.6%)	56.7% (77.6%)	58.2% (79.6%)	60.4% (82.7%)	58.2% (79.6%)	56.7% (77.6%)
新規感染者数 （10万人/週）		102人 (306.3人)	75人 (323.6人)	185人 (352.8人)	135人 (366.3人)	190人 (394.7人)	131人 (403.7人)	218人 (425.9人)	159人 (449.4人)	72人 (448.1人)	163人 (439.1人)	140人 (441.2人)	159人 (428.4人)	140人 (432.1人)	162人 (409.1人)	90人 (380.7人)	87人 (386.9人)	131人 (373.7人)	116人 (363.9人)
療養者数（10万人/日） （入院+宿泊+自宅）		381.1人	400.0人	467.1人	515.6人	530.4人	531.6人	603.2人	663.6人	611.4人	672.2人	724.8人	783.2人	786.1人	846.5人	878.6人	689.1人	559.6人	449.0人

			県レベル0	県レベル1	県レベル2		県レベル3	県レベル4
					県レベル2-I	県レベル2-II		
指標	病床使用率	病床全体	—	10%以上 (56床以上)	20%以上 (112床以上)	35%以上 (196床以上)	50%以上 (280床以上)	100%以上 (561床以上)
		重症者 用病床	—	10%以上 (4床以上)	20%以上 (8床以上)	35%以上 (14床以上)	50%以上 (20床以上)	100%以上 (40床以上)
参考指標	新規感染者数		—	98人/週 以上 (14人/日以上) (7.38人/10万人/週)	196人/週 以上 (28人/日以上) (14.7人/10万人/週)	343人/週 以上 (49人/日以上) (25.8人/10万人/週)	490人/週 以上 (70人/日以上) (36.9人/10万人/週)	994人/週 以上 (142人/日以上) (74.9人/10万人/週)
	療養者数 (入院+宿泊+自宅)		—	145人/日 以上 (11人/10万/日以上)	290人/日 以上 (22人/10万/日以上)	509人/日 以上 (38人/10万/日以上)	727人/日 以上 (55人/10万/日以上)	1,457人/日 以上 (110人/10万/日以

入院医療の状況について

2月9日公表時点の入院患者数と病床使用率(医療圏別)

※ 上段 … 緊急時病床数
(下段) … 最大確保病床数

医療圏	長崎	佐世保 県北	県央	県南	本土 計	五島	上五島	壱岐	対馬	合計
入院 患者数	96	76	28	17	217	2	2	5	7	233
病床数※	199 (152)	134 (98)	92 (69)	43 (35)	468 (354)	25 (23)	19 (17)	22 (21)	27 (25)	561 (440)
病床 使用率※	48.2% (63.2%)	56.7% (77.6%)	30.4% (40.6%)	39.5% (48.6%)	46.4% (61.3%)	8.0% (8.7%)	10.5% (11.8%)	22.7% (23.8%)	25.9% (28.0%)	41.5% (53.0%)

フェーズ	緊急時 (レベル1)	—	1	4	4	3	—

●入院患者：重症0名、中等症・軽症233名

※1月以降4名

全感染者数：18,960名

●宿泊施設療養者：169名

●自宅療養者：4,561名

●調整中：554名

●回復者数：13,135名

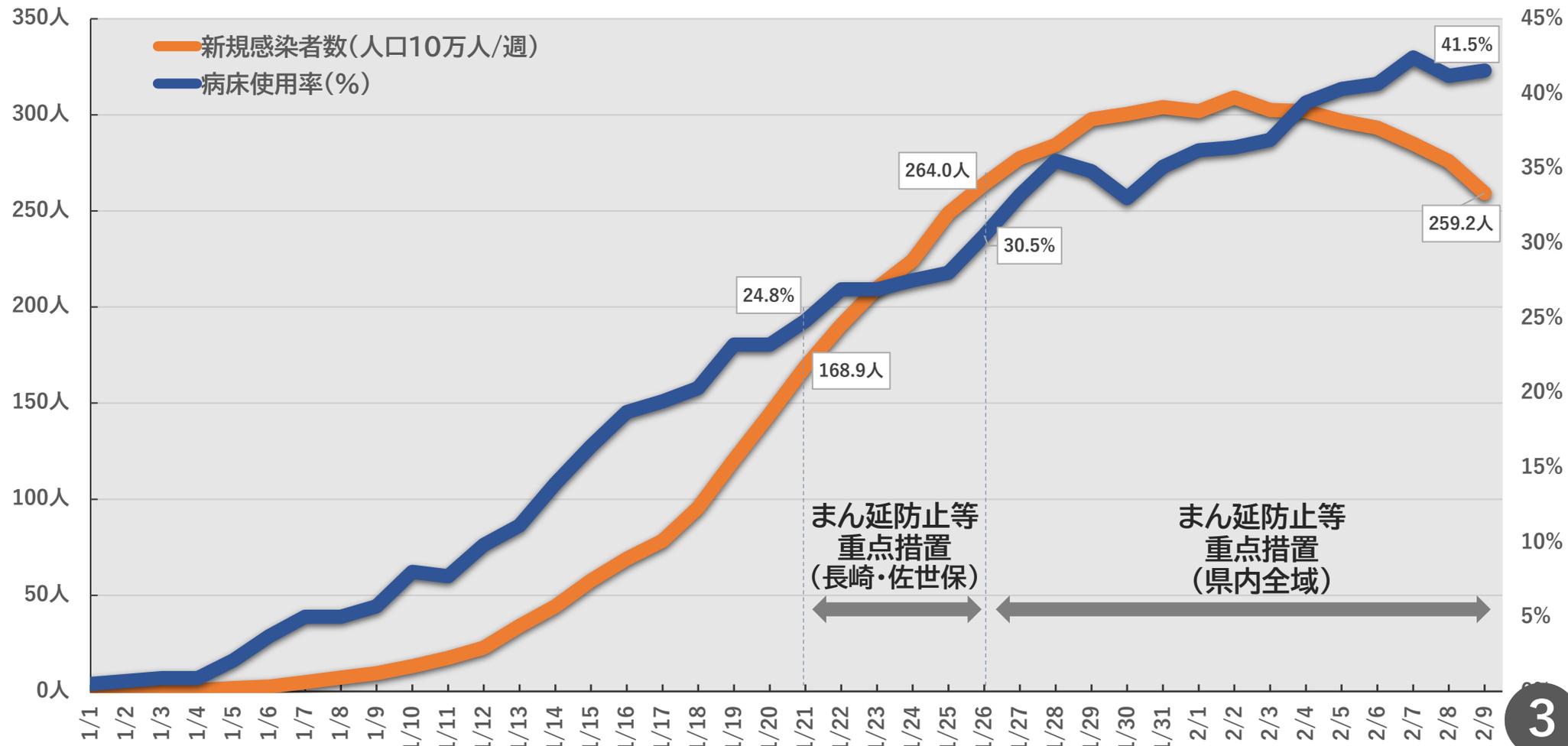
※第5波の最大値(391名)の約12倍

(その他：225名)

●死亡者数：83名(80代以上が7割超) ※うち、1月以降10名

新規感染者数・病床使用率の推移

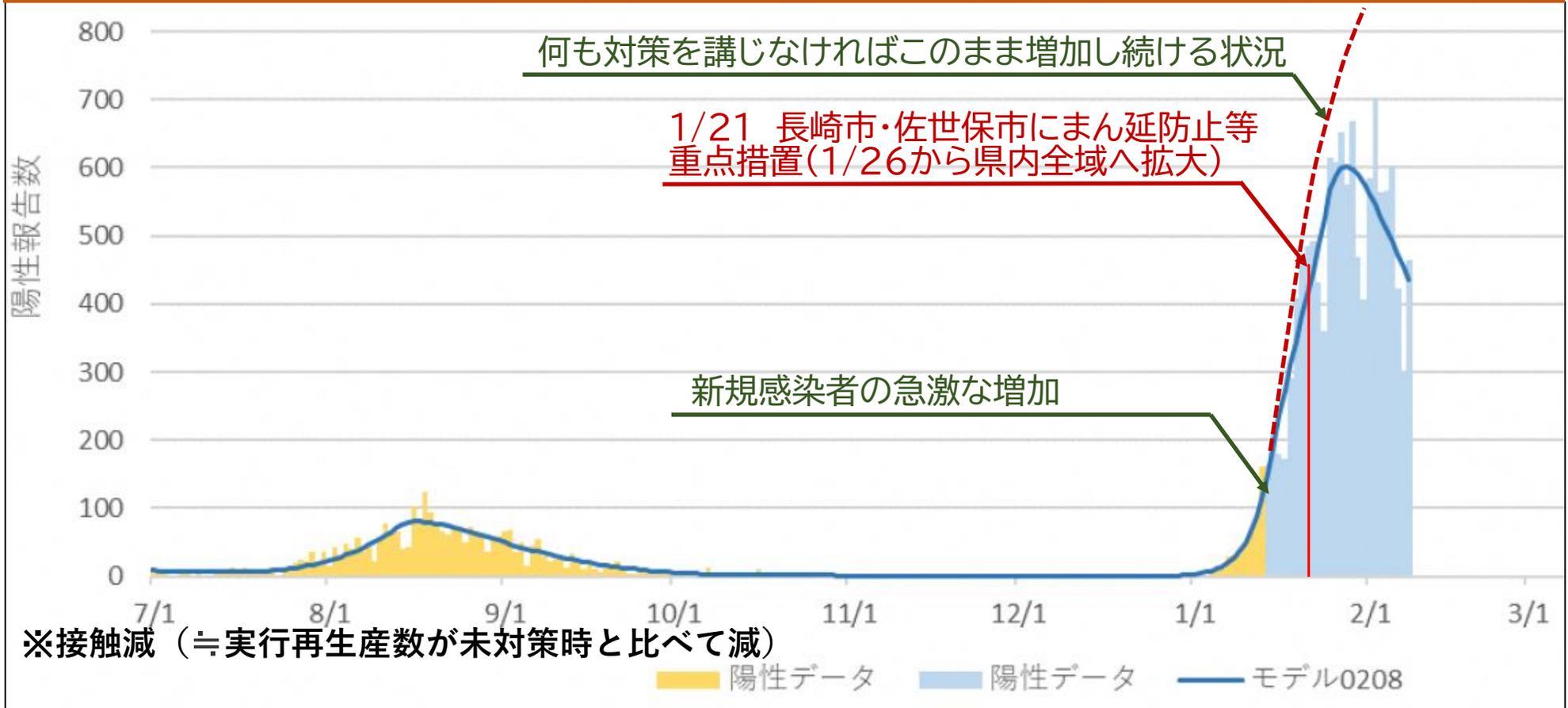
まん延防止等重点措置に基づく対策の効果もあり、新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床使用率は上昇傾向にある



本県におけるオミクロン株の感染シミュレーション

新規感染者数の数理モデルによる解析

(長崎大学熱帯医学研究所 有吉教授 作成)

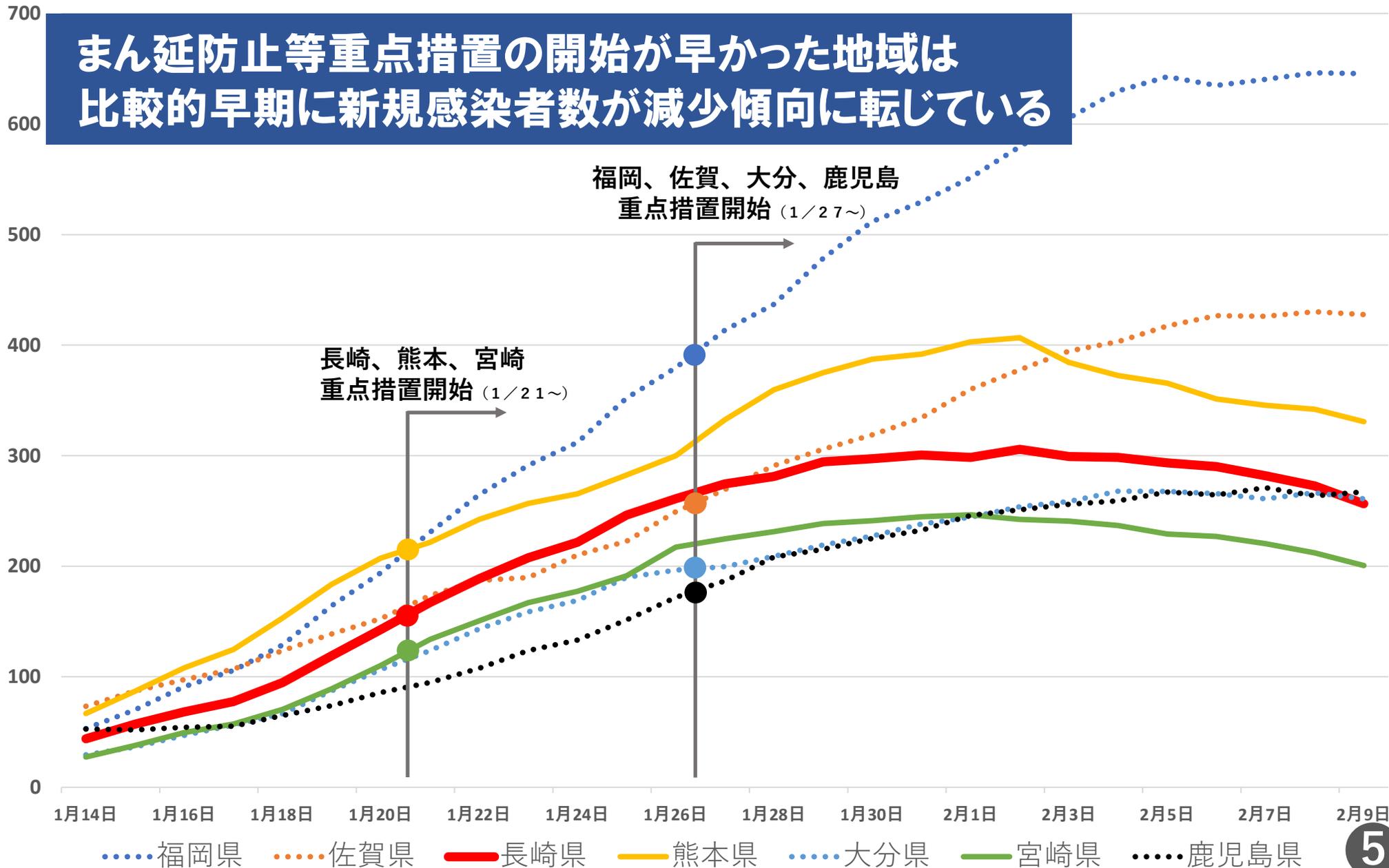


数理モデルで解析した結果1月上旬に比べ11日以降が44%、**21日以降接触61%まで低減したと見られる**

まん延防止等重点措置による効果

新規感染者数の推移（九州各県との比較）

まん延防止等重点措置の開始が早かった地域は比較的早期に新規感染者数が減少傾向に転じている

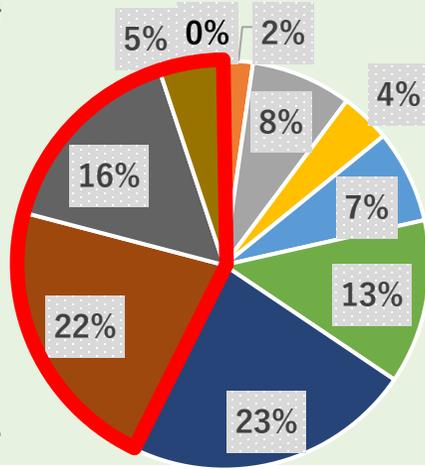


入院患者の状況

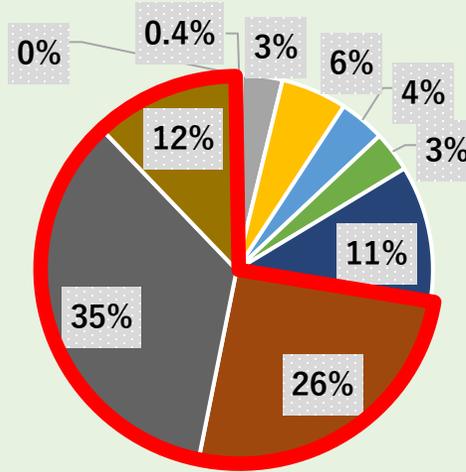
年齢構成

- 10歳未満
- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80代
- 90歳以上

1月21日



2月5日



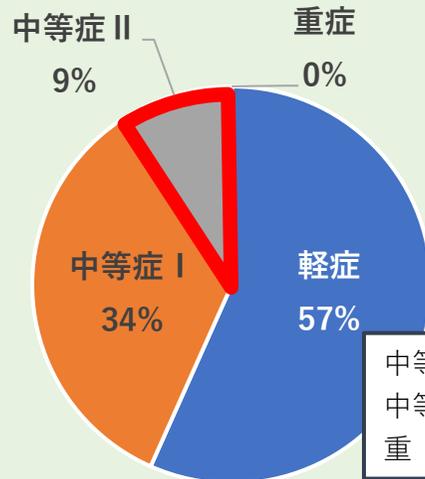
70歳以上の患者割合が増加

43%

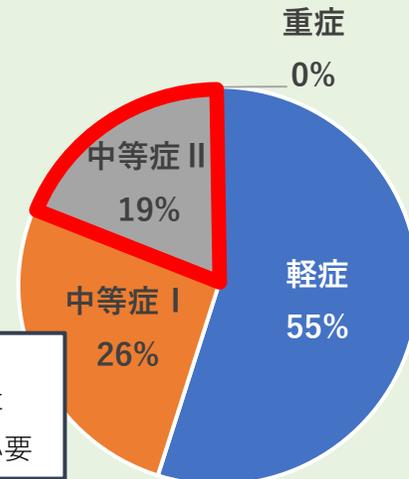
73%

重症度割合

1月21日



2月5日



中等症 II の患者が増加

9%

19%

中等症 I : 肺炎所見
 中等症 II : 酸素投与が必要
 重症 : 人工呼吸器が必要

高年齢化、重症化に伴い医療全体がひっ迫

まん延防止等重点措置 延長

期間

1月21日(金)
～2月13日(日)

2月14日(月)
～3月6日(日)

対象区域

県内全域
(1/21～1/25は長崎市・佐世保市)

県内全域

長崎県まん延防止等重点措置(全体概要)

重点措置項目

1 県民の皆様への要請

2 事業者の皆様への要請

3 県有施設での対策

4 児童福祉施設等での対策

5 県立学校での対策

6 介護・障害福祉施設での対策

7 家庭内での対策

主な内容

- 不要不急の外出自粛
- 県外との不要不急の往来自粛
- 基本的な感染防止対策の徹底
- 飲食店への時短(20時)、酒類提供自粛要請
- 大規模集客施設への入場者整理等の要請
- イベント・集会の開催は慎重に検討
- 開館時間の短縮、休館
- 基本的な感染防止対策(室内の換気、手洗い、消毒、検温、体調管理等)の更なる徹底
- 施設職員にワクチン接種の優先枠を設定
- 教職員にワクチン接種の優先枠を設定
- 分散登校・時差登校を実施
- 部活動を停止(公式戦への参加や準備を除く)
- 施設職員等にワクチン接種の優先枠を設定
- 福祉サービス等の維持・継続を図るための支援(DMAT、CovMATの派遣等)を実施
- こまめな手洗い、定期的な換気
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける
- 会話するときはマスクを着用

1 県民の皆様への要請

外出 移動

- **不要不急の外出を控える**
- 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしない
- **県外との不要不急の往来は控える**

会食

- **感染対策が徹底されたコロナ対策認証店を利用**
- **普段一緒にいる方と4人以内かつ2時間以内で、黙食を基本に**
※オミクロン株の流行により、ブレークスルー感染が拡大しているため、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度は適用せず、ワクチン・検査パッケージ制度登録店において利用者全員の検査陰性を確認した場合に限り人数制限を緩和
- **会話をするときはマスクを着用**
- **時短要請に応じていない飲食店等の利用は控える**

基本的 な対策

- **マスクの着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気**
- **家庭内でも会話時のマスク着用や換気などの対策を実施**
- **高齢者や基礎疾患のある方は、感染リスクを減らすため、普段会わない人との大人数での接触は避ける**
- **体調が少しでも悪いときは、すぐに医療機関に電話で相談**

長崎県まん延防止等重点措置

2 事業者の皆様への要請

	要請内容	協力金(※)
飲食店等	<ul style="list-style-type: none">■ 営業時間を午後8時まで短縮■ 終日、酒類の提供を行わない	2月14日から3月6日までの 全期間協力いただいた場合 中小企業等 3～10万円/日 大企業 最大20万円/日
	<ul style="list-style-type: none">■ 認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を活用した会食の人数制限緩和については、オミクロン株の流行によりブレークスルー感染が拡大しているため適用せず、ワクチン・検査パッケージ制度登録店において利用者全員の検査陰性を確認した場合に限り人数制限を緩和(5人以上の会食可)	
大規模 集客施設	<ul style="list-style-type: none">■ 入場者の整理(密集しないよう整理誘導、人数管理等)■ 入場者に対するマスク着用の周知■ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止■ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置■ 施設内での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の持ち込みを含む)の自粛	

長崎県まん延防止等重点措置

2 事業者の皆様への要請

イベント

- **イベント、集会等**は開催の中止・延期等を含めて**慎重に検討**
- 開催の際は以下の人数を上限とし、基本的な感染防止策を徹底

5,000人超のイベント(※1)	20,000人or収容定員の100%の小さい方(※2)
5,000人以下のイベント(※3)	大声あり:収容定員の50% 大声なし:収容定員の100%

※1 感染防止安全計画の作成、大声なしの担保が条件

※2 オミクロン株の流行により、ブレークスルー感染が拡大しているため、ワクチン・検査パッケージ制度は適用せず、定められた人数上限を超える範囲の入場者全員の検査陰性を確認した場合に限り人数制限を緩和(収容定員まで追加可)

※3 主催者がチェックリスト『イベント開催時における必要な感染防止策』によりチェックを行い、ホームページ等で公表すること

その他

- 県外出張の際は出張先での県外の方との会食を控える
- 時差出勤やリモートワークの推進等による出勤者の半減
- 職場における感染防止のための取組の徹底(手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用等)
- 職員の行動管理や健康管理(N-CHATの活用等)を徹底

長崎県まん延防止等重点措置

3 県有施設での対策

- **開館時間の短縮**や**休館**を実施

4 児童福祉施設等

- 施設内における**基本的感染防止対策の更なる徹底**を改めて呼びかけ
 - ・室内の換気、密の回避、手洗い、消毒、検温、体調管理
 - ・職員・児童が少しでも体調が悪い時は、登園・利用を控える
 - ・保護者が参加する行事の延期を含め、大人数での行事の自粛
- 県大規模接種センターに**施設職員の優先枠**を設けて追加接種を実施
 - ※接種券なしで接種可
 - ・児童養護施設等 2月8日～
 - ・保育所・認定こども園・幼稚園 2月11日～
 - ・放課後児童クラブ ※開始時期調整中

長崎県まん延防止等重点措置

5 県立学校での対策

- 県大規模接種センターに**教職員の優先枠**を設け、追加接種を実施予定 ※接種券なしで接種可
- 児童生徒本人はもとより、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は登校は控えるよう徹底
- 原則として**分散登校及び時差登校**(離島地域等では、生徒数、生徒の通学時の交通手段等に応じて通常登校も可とする。)
- 校内における教室の分散等授業、学年や学級が交わらないよう適宜配慮して実施
- 音楽の合唱・合奏、理科の実験、体育における密集・接触する運動などの感染リスクの高い活動の中止又は座学への振り替え
- **部活動を停止**(公式戦への参加や準備を除く)
- 市町教育委員会に対して各市町の状況に応じた上記取組の徹底を呼びかけ

6 介護・障害福祉施設等での対策

- 施設内における基本的な感染防止対策等について改めて呼びかけ
- 県大規模接種センターに**施設入所者・利用者及び職員の優先枠**を設けて追加接種を実施 ※接種券なしで接種可
- **福祉サービス等の維持・継続を図るための支援**を実施

《クラスターの発生状況(2月8日公表時点)》

	高齢者施設		精神科病院	
第5波	2施設	16人	0施設	0人
第6波	17施設	276人	3施設	202人

- 県、長崎大学、クラスター発生施設等間による連日の**対策会議の実施**
- 保健師、長崎大学、災害派遣医療チーム(DMAT)による**現地指導**
- 集団感染対策チーム(CovMAT)、他施設からの介護職員による**業務応援**

長崎県まん延防止等重点措置

7 家庭内での対策

- こまめな手洗い
- 定期的に換気(1時間に10分程度)
- 手で触れる共用部分を消毒(ドアノブ、電気スイッチ、トイレなど)
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける
- タオル、歯磨き粉の共有は避ける
- 会話するときはマスクを着用
- 体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話で相談

事業者支援について

事業復活支援金（中小企業庁事業）

- 新型コロナウイルス感染症により、影響を受ける中小法人・個人事業者等に対して、事業規模に応じた給付金を支給

詳細は中小企業庁HPをご確認ください
お問い合わせ ☎ 0120-789-140



支援対象

①②を満たす 中小法人・個人事業者

- ① 新型コロナの影響を受けた事業者（時短要請による取引先の仕入減少や消費者の外出自粛 など）
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

支援内容

中小法人 上限最大**250万円** 個人事業者 上限最大**50万円**

給付額

基準期間[※]の売上高－対象月の売上高×5カ月分

※2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付額上限

売上高減少率	個人事業者	中小法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

県の 支援体制

上記事業に係る申請補助を行うため、**県本庁及び振興局内に**
申請サポート窓口等を設置済み



事業者支援について

オミクロン株の感染拡大により、休校や休園が相次いでおり、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者の方々が休暇を取得しやすい環境を整えるため、国において以下の助成金制度が設けられています。事業主の皆様におかれましては、積極的なご活用をお願いします。

小学校休業等対応助成金（厚生労働省事業）

詳細は厚生労働省HPをご確認ください

お問い合わせ ☎ 0120-603-999



支援対象

以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた **事業主**

- ① 新型コロナに関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校等※に通う子ども
- ② 新型コロナに感染した子どもなど、小学校等※を休む必要がある子ども

※小学校等：小学校、特別支援学校、保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園、放課後児童クラブを含む。

詳細は厚生労働省HPをご確認ください

支援内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（上限あり）×有給休暇の日数で算出した合計額を支給

休暇取得期間	日額上限額
令和3年11月1日～12月31日	13,500円
令和4年 1月1日～ 3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年 3月：9,000円 申請の対象期間※が重点措置期間と重複していた場合は15,000円

※事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間

県独自の支援策

- 感染が急拡大し、重点措置の適用等が長期化しており、様々な分野において**経済的な影響**が生じております。「**事業復活支援金**」の活用を引き続きサポートするほか、**影響の実態把握**をさらに進め、**必要な支援策**を検討します。

時短要請における選択制について

爆発的な感染力を持つオミクロン株の拡大により、感染対策が徹底されている認証店においても感染者が確認されており、感染拡大を早期に抑え込むため、認証の有無に関わらず強力な対策を実施

認証店 非認証店 営業時間：～20時 酒類提供：終日自粛

人流や飲食の場における感染が減少し、新規感染者数に減少の兆しが見え始めているが、医療の専門家からは、依然として病床使用率の上昇傾向が続いており、一般医療への影響も生じていることから、**当面、現在の対策を継続し、感染の抑え込みを図るべき**との意見が示され、現時点における選択制※の導入を見送り

今後

新規感染者数の減少傾向が継続し、病床使用率も減少傾向で推移した場合には、会話する際のマスク着用の徹底を利用客に呼び掛けることを前提に、認証店での**選択制※導入も検討**

※事業者が①②いずれかを選択 ①営業時間：～20時 酒類提供：自粛 ②営業時間：～21時 酒類提供：～20時

ワクチン接種

接種券が届いたら積極的な接種をお願いします

《3回目の接種状況》

接種回数 **108,338回** 接種率 **8.11%** (全国平均**7.87%**)
(2月9日時点)

《県の取り組み》

▶ 県の大規模接種センターを設置 追加接種の更なる加速を図る

実施期間 令和4年2月5日(土)～3月27日(日)

接種会場 **長崎会場**:県庁1階エントランス **佐世保会場**:レオプラザホテル佐世保

接種対象 18歳以上の方(市町交付の接種券をお持ちの方)

▶ 県の接種センターの予約の空きを活用した優先接種の拡充

対象:高齢者施設等従事者、保育所の保育士、教職員等

▶ 市町による接種状況を情報収集し、好事例を他市町へ情報提供

《市町の取り組み》

▶ 6か月経過者への接種券の早期配布

高齢者 : 16市町(2月～)、5市町(3月～)

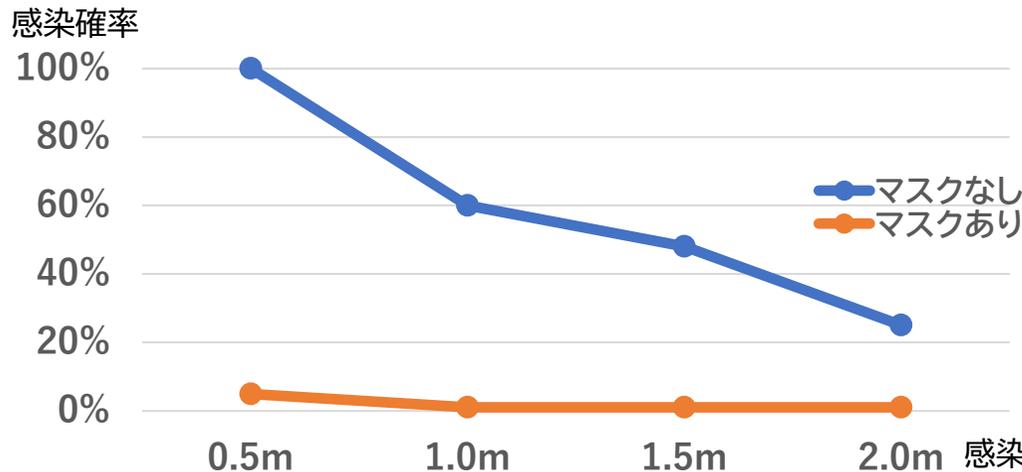
65歳未満 : 16市町(2月～)、5市町(3月～)

マスク着用が何よりも重要

不織布マスク着用でオミクロン株の感染リスクが大幅に低減

<「富岳」によるシミュレーション(富岳コロナ対策プロジェクト飛沫感染チーム)>

感染者と対面で15分間会話した場合



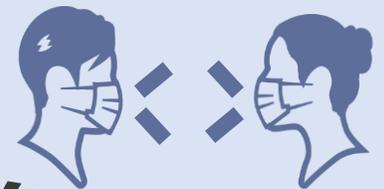
【感染確率】

感染者のマスク有無	感染者との距離0.5m	感染者との距離1m
マスクなし	ほぼ100%	約60%
不織布マスクあり	5%以下	ほぼリスクなし

食事中でも、
職場内でも、
休憩中でも、
家庭内でも、

会話をするときは必ず

不織布マスクの着用を



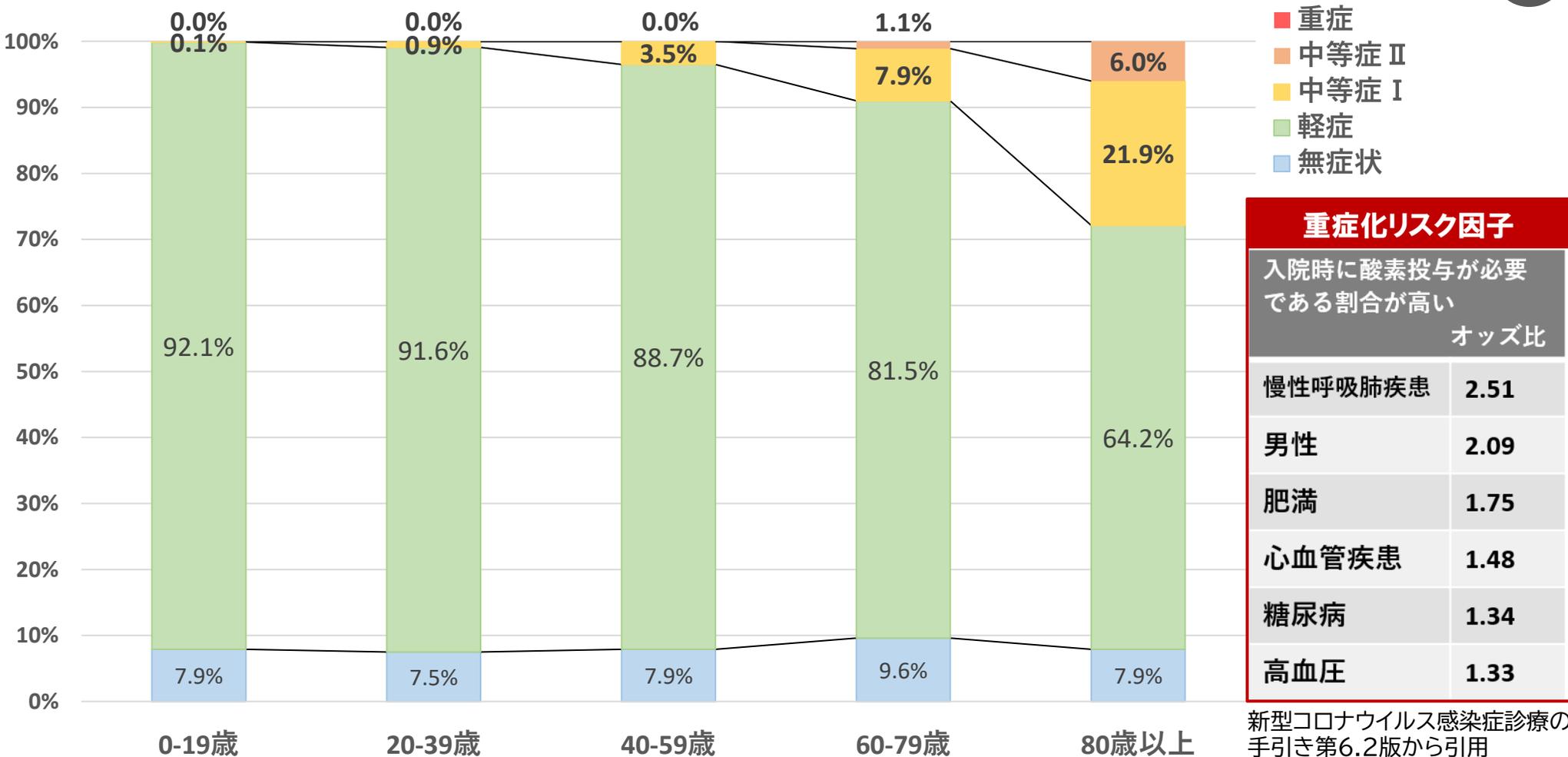
あなたの行動（4つの挑戦 HOME）が ご家族などの大切な人を守ります

- 1 少しでも体調が悪いときには、家を出るのを踏みとどまって
～症状がある方の外出や出勤による感染事例が
多く認められています～ （be Home）
- 2 通院やご家族との面会の際には、オンラインの活用を
～いくつかの病院や福祉施設で
クラスターが発生しています～ （Online medical care visit）
- 3 どのような場面でも会話の際には、必ずマスクの着用を
～不織布マスク着用でオミクロン株の感染リスクを
大きく低減できます～ （Mask talk）
- 4 接種券が届き次第、1日でも早くワクチン接種を
～ワクチンの追加接種がオミクロン株にも有効です～ （Early vaccine）

医療提供体制等に係る 県の取り組み

最近の新型コロナウイルス感染者の状況

新規感染者診断時の症状(1/1~1/31)



- **高齢者、基礎疾患がある方は特に重症化の傾向あり**
- **一方、多くが無症状・軽症であり意識することなく感染を広げてしまう恐れがある**

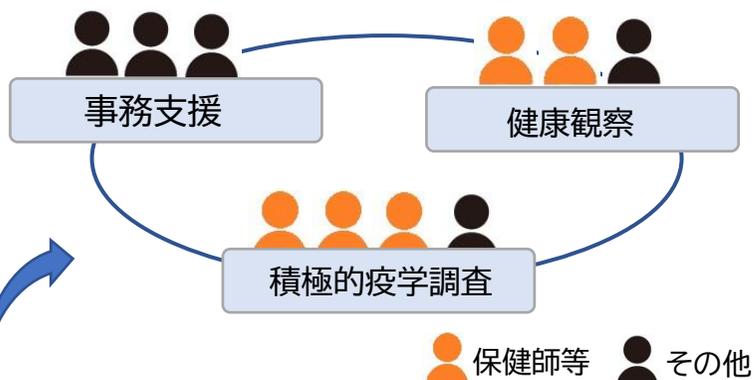
県の取り組み 《自宅療養者への対応》

保健所における自宅療養者のケアについて

保健所では、通常業務を停止したうえで、他部局からの応援に加え、業務の重点化を行い、重症者に関する疫学調査や自宅療養者全員への健康観察等を継続している。

保健所の状況

保健師や看護師の業務を重点化



自宅療養者への支援強化



- ・全員の健康観察
→HER-SYSの活用のほか、電話連絡により毎日確認を行っている。
→必要な場合、医療機関への電話診療依頼、入院医療機関との調整を行っている
- ・全世帯にパルスオキシメーターを配布

保健所内他部門からの応援

保健所以外、IHEATによる保健師等専門職の応援
振興局などからの事務職の応援

最大100名程度

※県保健所

平時

地域保健業務

健康づくり・難病・母子支援

精神保健福祉

地域包括ケア

感染症対策

現状

BCPを発動して感染症業務に集中

精神保健福祉

感染症対策

県の取り組み 《コロナ病床の有効活用》

《一般病床からコロナ病床への転用》

コロナ病床1床確保するためコロナ病床とは別に**一般病床2床**の**休床**が必要（コロナ病床470床 休床病床896床）

《さらなる一般医療の制限》

▶ **重点医療機関**（※）17施設のうち**12施設で診療等制限あり**
（外来：5施設 入院：11施設 救急：3施設で制限）

※**重点医療機関**：重症・中等症患者、合併症を有す患者を中心に受け入れる医療機関

重点医療機関17施設でコロナによって**120人が休業**
（陽性者39人、濃厚接触者等85人（2月7日時点））

医療従事者の休業等により**一般医療に大きな影響**が出ている

一般医療のひっ迫を招かないため効率的なコロナ病床活用が必要

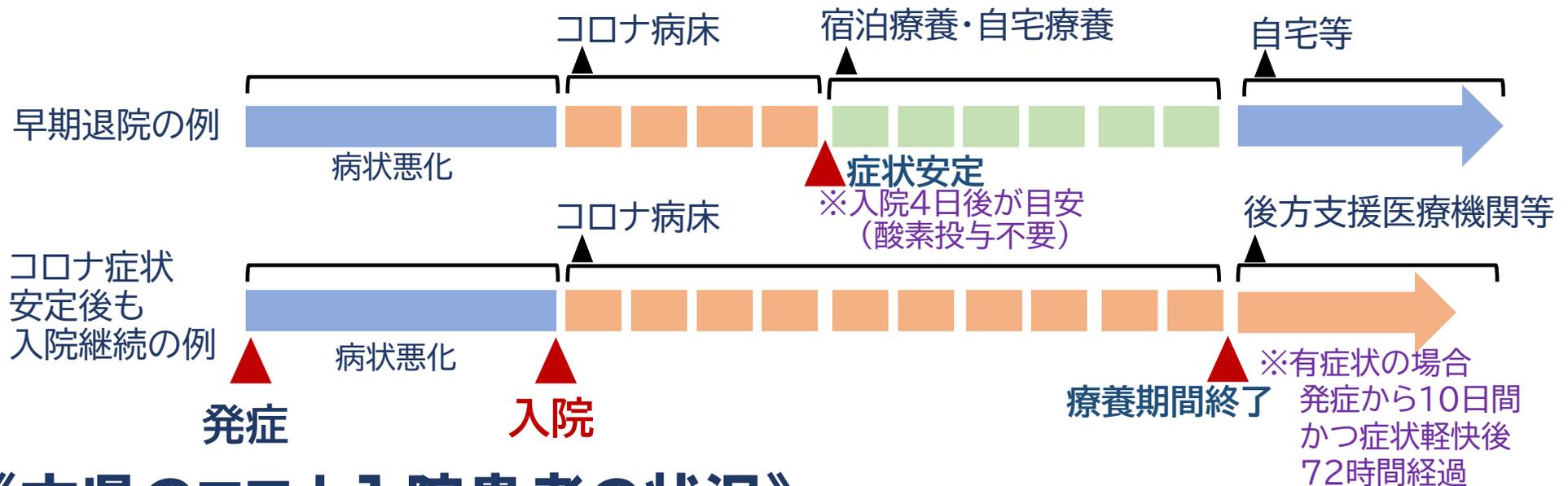
県の取り組み《コロナ病床の有効活用》

《酸素投与が不要な患者の積極的な早期退院》

[早期退院の目安(厚生労働省)]

入院から4日目(※)以降の時点で酸素投与開始など悪化を認めないもの

※4日以上経過後の酸素投与開始：0.9%(国立病院機構の診療データ)



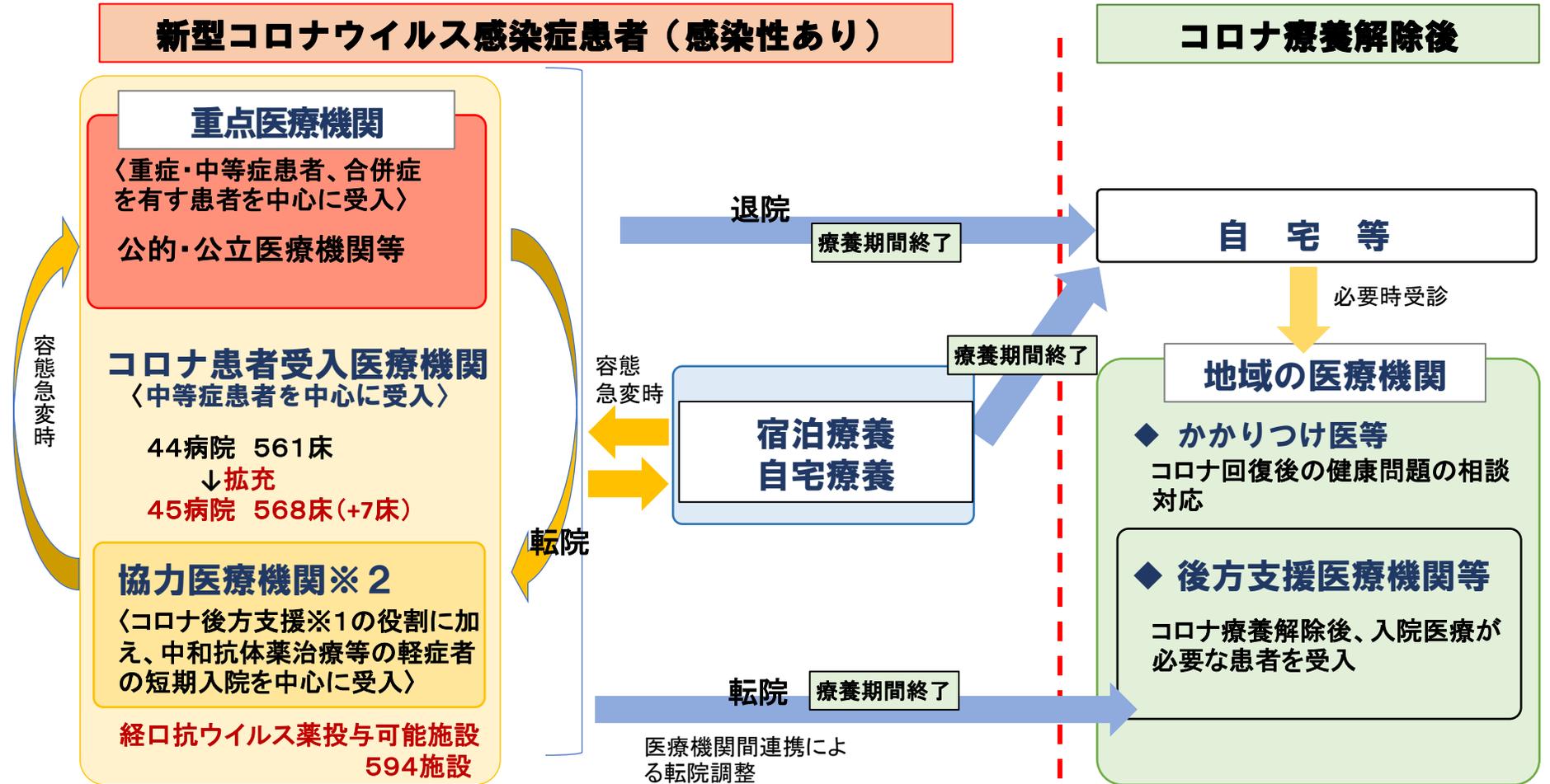
《本県のコロナ入院患者の状況》

平均入院日数 **8.4日** (中央値8日(最短2日、最長26日))

要介護者の基礎疾患の増悪等により入院が長期化している

県の取り組み《コロナ病床の有効活用》

新型コロナ感染症医療の地域連携体制



※1 コロナ後方支援とは、重点医療機関でコロナ療養が長期となっている療養解除前の患者の転院受入対応

※2 フェーズ4以降においてコロナ専用病床を確保する協力医療機関を想定

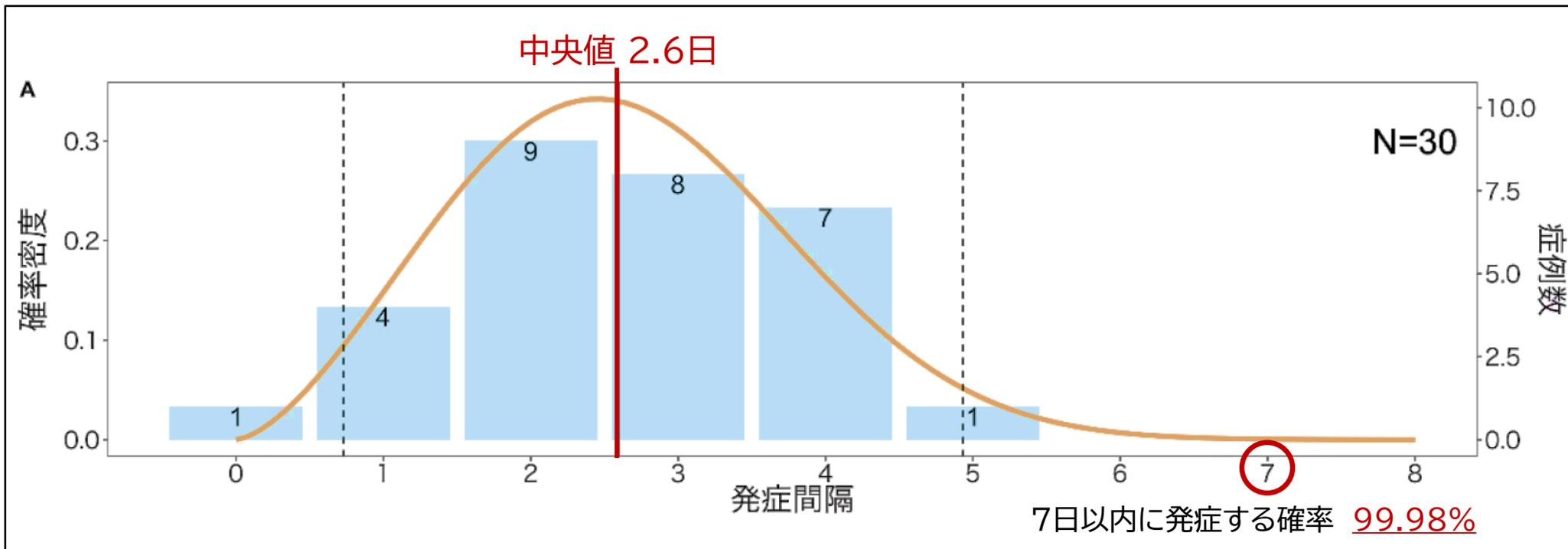
効率的なコロナ病床の活用を進め一般医療への影響を低減

濃厚接触者の待機期間の変更

《濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取り扱い》

科学的知見※に基づき、陽性者と生活する家族等の待機期間を陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から7日間(8日目解除)とする

※感染者から二次感染者までの発症間隔

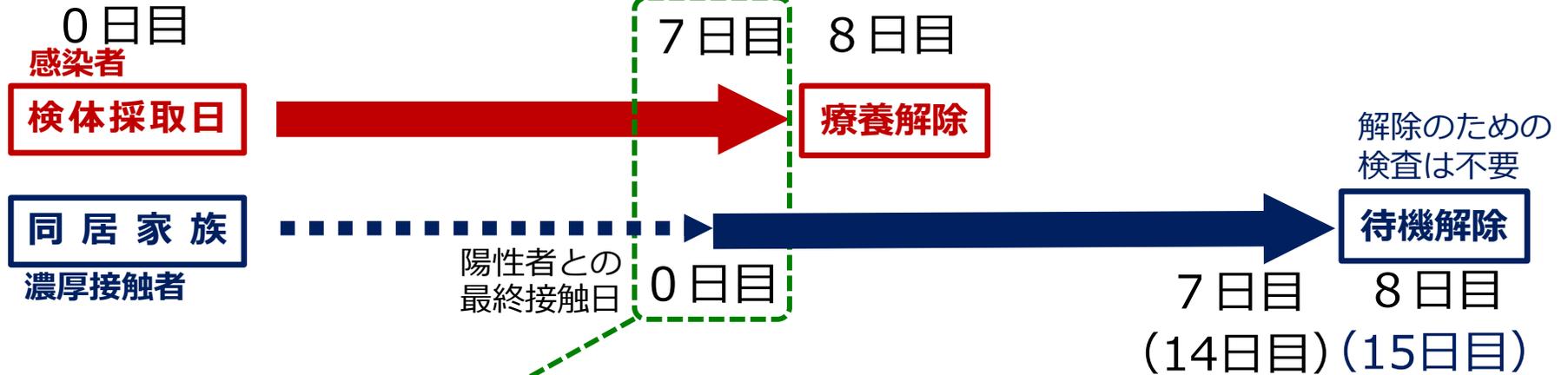


濃厚接触者の待機期間の変更

《濃厚接触者である同居家族等の待機期間 ～14日から最短7日へ～》

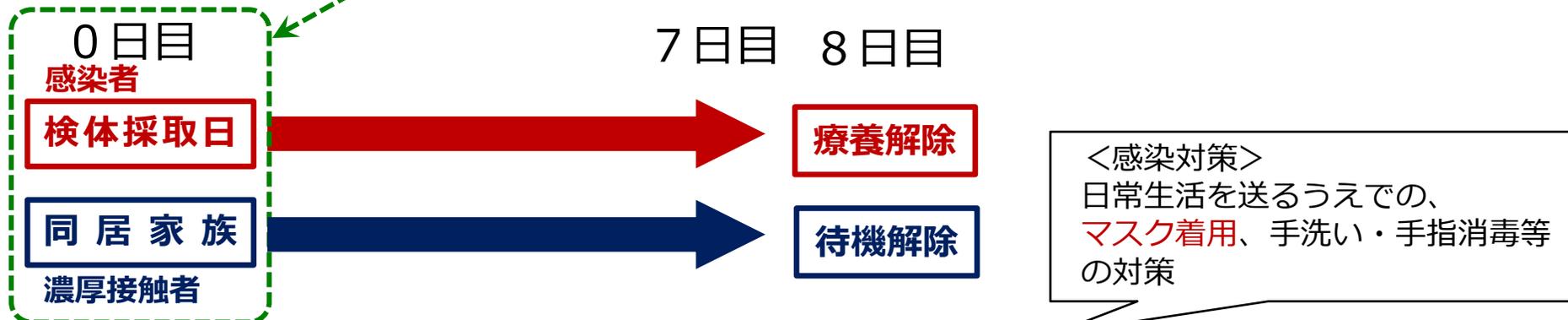
従
来

感染した家族が無症状の場合 **14日間**



今
後

感染した家族が無症状の場合 **14日間 → 最短で7日間**



※感染者の「検体採取日」又は「家庭内で感染対策を講じた日」のいずれか遅い日から